



子ども・子育て支援新制度でどう変わる?



子どもたちが健やかに成長し、全ての保護者が安心して子育てができるよう、4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国で始まります。新制度が始まると、子育て支援はどう変わるのでしょうか。ミヤリーと一緒にさらいましょう。

質問 教育・保育の場が増えるって聞いたけど?

答え 「認定こども園」の普及や「地域型保育事業」を創設します。

これまでの幼稚園や保育所に加えて、「認定こども園」を増やし、少人数単位で保育する「地域型保育事業」を新たに利用できるようにすることで、保育の場を増やすんじゃない。



質問 認定こども園ってどんな施設なの?

答え 教育と保育を一体的に提供する施設です。

満3歳以上の子どもであれば、保護者の就労状況に関わらず子どもを預けることができ、満3歳未満の子どもも保育を行う施設なんじゃ。



質問 地域型保育事業ってどんなものなの?

答え 0~2歳の子どもを少人数で預かります。

少人数で保育を行ったり、事業所の保育施設で従業員の子どもと一緒に保育を行ったり、保護者の自宅で保育を行ったり、さまざまな状況に応じた保育を行うんじゃない。



質問 子どもを預けて働く場合、どの施設が利用できるの?

答え 子どもの年齢や状況によって異なります。

認定区分	子どもの状況	利用可能な施設(事業)
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	▽認定こども園 ▽幼稚園
2号認定	満3歳以上で教育と併せて保育を希望する場合	▽認定こども園 ▽保育所
3号認定	満3歳未満で保育を希望する場合	▽認定こども園 ▽保育所 ▽地域型保育事業

質問 保育が必要な場合はどんな場合なの?

答え 次のいずれかに該当する場合です。

①就労②妊娠・出産③保護者の疾病・障がい④同居親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待やDVの恐れがある⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる⑩その他市長が認める場合じゃ。



質問 どんな手続きが必要なの?

答え 施設利用のための申し込みと認定の手続きが必要です。

施設利用を検討している人向けに説明会(下の表)を開催するので、それに参加してはどうじゃろう。

認定区分	利用する施設	申し込み方法
1号認定	認定こども園(教育)、幼稚園	直接、利用を希望する施設へ
2・3号認定	認定こども園(保育)、保育所、地域型保育事業	保育課(市役所2階)または、希望する施設へ



認定こども園・幼稚園・保育所などの利用を検討している人向け 新制度説明会

- 1 田原コミュニティプラザ(上田原町) 会場
▽日時 2月9日(月)午前9時30分~11時30分。
 - 2 南図書館(雀宮町) 会場
▽日時 2月10日(火)午前10時~正午。
 - 3 男女共同参画推進センター(明保野町) 会場
▽日時 2月17日(火)午前10時~正午。
 - 4 宇都宮共和国長坂キャンパス(下荒針町) 会場
▽日時 2月21日(土)午前10時~正午。
 - 5 東市民活動センター(今泉3丁目) 会場
▽日時 2月25日(水)午前9時30分~11時30分。
- 内容 認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業の利用の仕組みと支給認定方法、保育料についての説明会。
- 申込 電話またはファクス・Eメール(タイトルを「新制度説明会」とし、保護者氏名・参加人数・参加希望会場を明記)で、保育課☎(632)5206、FAX(638)8941、✉u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp。

◎この特集についての問い合わせは、保育課☎(632)5206へ。
◎ありがとうございました(敬称略) ■市民活動助成基金へ。▽沼子典司▽川嶋和子▽横山工業▽増淵組▽和田工業▽太陽警備保障▽テクノ産業▽東栄設備工業▽宇都宮危険物保安協会▽日豊工業▽岩原産業▽宇都宮中央ライオンズクラブ▽永神工業▽泰和工業▽五十二電気工事▽ベル電気設備センター▽市管工業協同組合▽宇都宮ヤマイチ▽日昌測量設計。◎みんなでまちづくり課☎(632)2288